

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成28年7月12日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人ソーシャル・ファーム東九条

(2) 代表者名

林 仁吉

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区東九条柳下町65番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根差し、真心のこもった助け合い及び居宅サービス・居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成28年7月5日

(文化市民局地域自治推進室)